公益社団法人　福岡県介護福祉士会　実務者研修　学則

【設置目的】

第１条　　超高齢社会を迎え、要介護高齢者も増加の一途を辿っている。介護を担う職能団体として日本介護福祉士会は、倫理綱領に後輩育成を挙げている。その一環として実務者研修に取り組みたいと思う。また、介護サービスが多様化する中、現場の質を上げることに取り組む。

【名　称】

第２条　　養成施設の名称は、「公益社団法人福岡県介護福祉士会　介護福祉士実務者研修」とする。

【会場・事務局】

第３条　　（福岡会場）公益社団法人　福岡県介護福祉士会　研修室

福岡市博多区博多駅中央街７－１　シック博多駅前ビル５Ｆ

（大牟田会場）大牟田市労働福祉会館

大牟田市笹林町１丁目１番地１

（事務局）公益社団法人　福岡県介護福祉士会

福岡市博多区博多駅中央街７－１　シック博多駅前ビル５Ｆ

【修業年限】

第４条　　原則６月以内とする。但し、自然災害等やむを得ない事情で補講等が必要になった場合は、この限りではない。

また、過去に次の研修を修了した者については、受講期間が１月以上あって、且つ修了基準を満たした場合には修了認定できるものとする。

（ア）　訪問介護員養成研修（１～３級）

（イ）　介護職員初任者研修

（ウ）　介護職員基礎研修

（エ）　喀痰吸引等研修

（オ）　その他上記に掲げる課程に準ずる課程

【生徒定員、学級数】

第５条　　最大６４名定員２学級とする。

【養成課程、履修方法】

第６条　　（１）実務者研修「以下「研修」という。」（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号　第 40 条第 2 項第 5 号））の新養成施設指定規則別表第５に基づき研修を行う。

（２）研修は、通信形式を主体とし、一部科目を面接授業で行う。尚、受講生の理解度を確認する為、一部科目（介護過程Ⅲ・医療的ケア）以外にも定期的に面接授業を行う。

（３）通信形式は下記方法で行うものとする。

・福岡県介護福祉士会（以下「本会」という）が科目別に定める課題をテキスト等参考に自己学習し、提出期限内に本会まで郵送にて提出する。

・提出された通信課題は、担当講師により各科目ごとに１回以上添削・指導し、評価を行

う。

・通信授業に関する質疑については、メール又はＦＡＸで受け付けることとし、応答は担当教員から行う。質疑に対しての応答は、１週間程度かかることもあることから、質問者はそれを見越し質問を行うこと。

（４）面接授業は、別紙カリキュラムに記載している通学日に、第３条の会場で行うこととする。尚、面接授業を受けられるのは、本条（３）に記載している通信課題提出者に限る。

【学年、学期、休業日】

第７条　（１）１学年１学期にて研修を行う。

（２）休業日については下記ア）～ウ）のとおりとする。

ア）面接授業が行われる日以外の土・日・祝日・8 月 13 日～8 月 15 日・12 月 28 日～1 月 3 日。

イ）本会の対応時間は、原則９時～１８時。

ウ）臨時の休業日等については、決まり次第、受講者に伝えることとする。

【入学時期】

第８条　受講者は第１０条・１１条に定める方法により選考・手続きを行う、且つ開講日までに第１４条に定める受講料の支払が完了した者が、別紙研修カリキュラムの開始時期から入学が認められる。但し、分割払いを希望する者は、事前に申請することにより、前文の限りではない。

【入学の資格】

第９条　研修受講対象者は、本学則を全て承知している者で、下記①～⑦のいずれかに該当する者。また、下記①～⑥の資格を取得している者は、本会が定める期限内に下記研修に関する修了証を提出すること。提出がない場合は入学を認めない。

①介護職員基礎研修修了者

②介護職員初任者研修修了者

③訪問介護員１級課程修了者

④訪問介護員２級課程修了者

⑤訪問介護員３級課程修了者

⑥その他研修等

⑦無資格者

【入学者の選考】

第 10 条　受講者の募集並びに選考は下記の通りとする。

①本会が指定する研修申込書に必要事項を全て記入し、FAX 又は郵送で本会事務局まで送付する。

②研修申込書を確認の上、学校長等による書類選考により合否を決定する。

③定員を超過した場合は、先着順とする。

④受講の合否については、後日本会より申込者全員に合否の文章を送付する。

【入学の手続き】

第 11 条　学則第１０条により受講が決定した者は、期限内に受講料等を本会が指定する口座へ入金を行うこと。また、学則９条①～⑤に該当する資格取得者は、期限内に修了証を提出すること。期限内に受講料の振込・資格証の提出がない場合は、入学を認めず受講の辞退として取り扱う。

【退学、休学、復学、卒業】

第 12 条　（１）退学についてはア）～オ）の通りとし、該当する者は受講を取消し、退学と取り扱う。尚、ア）～オ）いずれに於いても受講料の返金は一切行わない。

ア）自主退学の場合。

イ）研修の秩序を乱し、改善の兆しが見られない者。

ウ）研修の受講期間中に法律に触れるような罪を犯した者。

エ）３年以内に研修を修了しない者

オ）学則第９条・１０条の書類に虚偽があった者。

（２）休学は、所定の書類を提出し、病気・事故・その他やむを得ない事情と本会が判断した場合に限り認めることとする。また、休学期限は３年以内とし、期限内に復学する際は、事前に届け出て本会会長に復学の承認を得なければならない。

（３）卒業については、下記ア）～エ）の全ての条件に当てはまる者とする。

ア）本会が定めるカリキュラムを修了した者。

イ)研修各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の３分の２以上の者。

ウ）通信学習により本会が定める課題を全て提出している者。

エ）各科目ごとに行う評価に於いて、全ての科目で合格基準に達している者。

【学習の評価及び課程修了の認定】

第13条　本会が定めるカリキュラムを受講した者については､各科目ごとに評価を行うこととし、下記表の通りＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階評価で、Ａ・Ｂ・Ｃを合格とする。Ｄの者については、再評価を合格するまで行う。

Ａ評価	総得点の８０％以上	Ｂ評価	総得点の７０％以上８０％未満
Ｃ評価	総得点の６０％以上７０％未満	Ｄ評価	総得点の６０％未満

また、上記の評価に加えて受講態度等を勘案したうえで、修了が適切と認められる者を修了者として認定する。

【入所検定、入所料、授業料、実習費等】

第 14 条　受講料・テキスト代は下記表の通りとする。尚、入金後の返金は行わない。しかし、開校日前までに受講辞退の申し出があった場合は、事務手数料１０，０００円を差し引いて返金を行う。

取得資格名	受講料（消費税込）	テキスト代（消費税込）	研修時間
①介護職員基礎研修修了者	３０，０００円	２，１６０円	５０時間
②介護職員初任者研修修了者	１００，０００円	１２，７４４円	３２０時間
③訪問介護員１級課程修了者	４０，０００円	４，１０４円	９５時間

④訪問介護員２級課程修了者	１００，０００円	１０，８００円	３２０時間
⑤訪問介護員３級課程修了者	１４０，０００円	１４，０４０円	４２０時間
⑥無資格者	１５０，０００円	１４，０４０円	４５０時間
⑦その他	取得資格と研修時間による		

【教職員の組織】

第 15 条　研修を開催するにあたり教員等を下記のとおり配置する。

①養成施設の長　１名
②教務主任　１名
③専任教員　１名以上
④介護過程Ⅲ教員　１名以上
⑤医療的ケア教員　１名以上
⑥その他教員　１名以上

【賞　罰】

第 16 条　賞罰については次のとおりとする。

①特に優秀な受講生については表彰する場合がある。

②本会並びに受講生は重大な過失によって次の各号の一つに該当し、本会に損害を及ぼした時、本会は受講生に対し、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

・研修室及び福祉用具用等の破損
・第 14 条で定める受講料等を支払わない場合
・他の受講生等に迷惑をかけた場合
・当会の注意に従わない場合
・その他、本会、受講生に不利益を及ぼした場合

【欠席者の取り扱いについて】

第 17 条　遅刻・早退については、公共交通機関の遅延証明書がある場合のみ認める場合がある。それ以外の者は、如何なる理由でも欠席扱いとする。

【補講の取り扱い】

第 18 条　①学則第 12 条（3）を満たしていない者は、補講として次回以降の研修を受講すること。但し、12 条（1）エ）、12 条（2）の範囲とする。補講は、追加料金等は発生しない。

②上記①に記載に該当する年に、本研修が開催されない場合は、本人の希望により、特別補講を行うこともある。但し、その際は、補講料金として、１時間６，０００円の補講料金を支払うこととする。

【修了証の交付・再交付について】

第 19 条　修了証の交付・再交付については次のとおりとする。

①学則第１３条を満たした受講生には、修了証を交付する。但し、第１４条に掲げる受講料等を全額支払済ませている者に限る。

②紛失等で再交付が必要になった者は、氏名・住所・連絡先・再発行の理由を記載したも

のを本会まで送付すること。養成施設の長が認めた場合のみ、修了証の再発行を行う。再発行の際、依頼者は事務手数料として１，０００円支払うものとする。

【個人情報の保護】

第 20 条　本会が研修で知り得た情報については、必要最小限の範囲で取り扱い、研修以外の目的では使用しない。個人情報保護の方針に則り、秘密保持には十分な管理を行い、適切な取り扱いを徹底する。

【特約条項】

第 21 条　本学則に定めのない事項について必要が生じた場合、当会が条項を追加し決定する。

【附　則】

第 22 条　この学則は平成２８年７月２日より施行する

この学則は平成２９年７月８日より施行する

以上